

平成 20 年度株主総会に見られた変化と
今後の経営への影響

弁護士

鳥 飼 重 和

1 全体的特徴

(1) 株主総会の分散化は進んだ

6月総会の集中日は50%を切った

株主への配慮もある

(2) 会社法の全面適用への対応は落ち着いた

作成書類の内容は定着した

法規への対応であり、株主の期待への対応ではない

但し、エーザイの例

真のIR型の書類・・・株式持合い状況も開示

(3) 全体的に平穏な総会だった

投資ファンドは対立型から対話型へ移行

日本社会への適応をしようとしている

会社も期待に応えようとし始めている

(4) 将来の経営に大きな影響与える兆候

アデランスHDでは、再任取締役候補が再任されず

大株主・創業家と経営陣の対立

監査役が経営陣と対立

2 個別的な説明

(1) 6月総会の開催日の分散化（東証のデータ）

ピーク 平成7年 96.2%

6月27日(金) 48.1% (昨年52.9%)

6月26日(木) 16.4% (昨年14.4%)

6月25日(水) 11.1% (昨年 9.6%)

6月24日(火) 9.1% (昨年 9.4%)

(2) 6月総会の所要時間（全国株懇連合会集計速報）

① 所要時間の全体像

1時間未満	1,950社 (73.8%)
2時間未満	590社 (22.3%)
2時間以上	102社 (3.9%)

② 長時間総会の例（株主提案があった会社）

日本ハウズイング	5時間23分
東日本旅客鉄道	3時間59分
関西電力	3時間57分
電源開発(Jパワー)	3時間40分
中部電力	3時間35分

(3) 株主の出席状況

株主の出席は増加傾向

会場の確保と総会の中継等

エイベックス	8,910人
ソニー	7,883人
阪急阪神	4,432人
ファンケル	3,825人
日本航空	3,728人
ワタミ	3,718人

(4) 株主の発言傾向

- ① 増加傾向は変わらず
- ② 株価低迷のため、厳しい質問が増加
投資家の要素が多くなっている
- ③ 想定問答の正答率が高くなっている
まつとうな質問が多くなっているため
会社の全貌を取締役全員の共有にする機会

(5) 6月総会の議案の否決等

- ① 否決
 - ノーリツ鋼機（取締役・監査役選任議案）
 - 日本ハウズイング（定款一部変更議案 — 買収防衛策）
 - 株主名簿閲覧に道を開く・・・委任状勧誘が容易に
- ② 議案の撤回
 - オリックス（定款一部変更議案）
 - 定款目的・・・「一切の適法な事業」
 - 外国人持株比率が 50 %超
- ③ 修正動議
 - ノーリツ鋼機（創業家の修正動議で取締役 3 名選任）
 - 春日電機（取締役選任）
- ④ 進行上の動議
 - 委任状が確保できないリスク

(6) 株主提案の全面否決とその背景

- ① 株主提案 22 社、すべて否決
- ② 背景にある事情
 - 会社側の対応による事実上の対話

3 特徴的な動き

(1) 機関投資家の動向

① 買収防衛策と機関投資家の総会への関心度

買収防衛策はパフォーマンスに影響する

そのため、議決権行使への関心度を高めた

② ブルドックソースの最高裁判決の影響

(最高裁判決)

- i) 総主の大多数の意思による買収阻止の許容
- ii) 買収者への経済的保障

(機関投資家)

敵対的買収によるプレミアム獲得の機会喪失

買収者への経済的保障で既存株主としての損失

(選択)

日本市場からの撤退か、議決権行使の厳格化か

③ 議決権行使の厳格化

- i) 買収防衛策、役員選任で厳格化の方向性
- ii) 集団的な方向性
欧米の年金・運用会社のガバナンス改革要望等

(2) 取締役の再任議案が焦点に

① 取締役の再任議案が将来の焦点となる可能性

取締役の再任問題は、買収防衛策阻止より影響大きい

再任反対の議決権が多い場合



取締役は大きな心理的影響を受ける→企業改革



新たな対話型総会の契機となる

② アデランスHDでの反乱

7名の取締役再任議案を否決

業績悪く、株価が低迷

スティールパートナーズは派手な動きをしなかった

第2位の大株主の反乱

社長・創業者が退任し、社外取締役が過半数に

- ③ 取締役の再任拒否を表明した実例

学習研究社、エフィッシュモキャピタルマネージメント

日本興亜損保、電源開発

(3) 大株主・創業家の反乱

アデランスHD

ノーリツ鋼機

日本ハウズイング

(4) 監査役の反乱は異例か

- ① 監査役は変わる

内部統制の法律規律による

監査人に統制環境を監査される

日本監査役協会による「責任のとれる監査」

COSOのフレームワーク→実効性の確保

法律は活火山化する

監査役の義務の明確化

- ② 荘原製作所

社外監査役の1人が、事業報告書を承認せず

元副社長による不正支出につき、顧問弁護士への聞き取りを希望するも、執行側が拒否

- ③ 昭和ゴム 監査役が現取締役を提訴

4 株主総会の今後の経営への影響

(1) 経営環境の著しい変化

① 基本的価値観の変更

官僚統制型社会から市場重視型社会へ

従来	会社 > 社会	護送船団的構造・リスク無感覺
今後	会社 < 社会	社会的責任・リスク社会

自由競争 → いかに多くの社会的責任を果たすか

社会的規律 → 社会への迷惑を防止・制裁

(立法) 証券訴訟 (会社の無過失責任)

(行政) 金融庁による行政処分

(司法) 取締役責任の厳格化を図る最高裁判決

刑事責任に実刑がありえる

② 経営者へのガバナンス強化

i) 内部統制の法律規律

ii) 株主代表訴訟から会社による取締役責任の追及

iii) 株主総会による株主のガバナンスの強化

(2) 取締役の再任議案に対する株主圧力が強くなる

株主によるガバナンスで最も実効性が高い

アデランスHDで実証

投資ファンドの対話型に活用される可能性

再任と経営改革・株主への利益還元とトレードオフ

他の株主への働きかけを強める可能性

(3) 経営に影響力を与える存在が増える

① 株主

i) 株主総会

大株主・創業家、投資ファンド、一般株主

委任状勧誘

ii) 株主による訴訟

株主代表訴訟、証券訴訟

② 行政官庁

i) 行政処分

ii) 損害賠償責任の追及

③ 従業員

QCへの残業代→サービスが業務へ

(4) 株主総会と経営との関連性が密接となる

① 総会を背景にした経営に対するガバナンスの強化

大株主が他の株主への働きかけ

② 業績悪化、株価低迷と取締役再任議案

経営改革をしないと再任の危機

③ 経営の確立に広く株主の支持が必要

情報開示の拡大 → 株主総会に来ない株主への I R

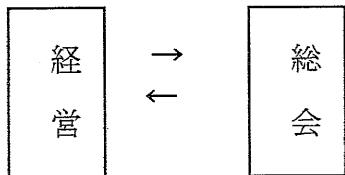
エーザイの例

④ 株主総会における社外役員の重要性が増す可能性

社外役員の意識の変化・・・情報開示の影響

大株主を背景にする動きも出てくる

⑤ 株主総会と経営との循環関係



総会を意識した経営

経営を支持・監視する総会

(5) 株主総会のあり方の変化とそれに対する対応

① 総会担当者の対応

総会運営の適法性確保は重要になる

総会出席株主の満足を重要視

総会出席しない株主を視野に入れた対応

② 経営者的基本方針の明示の必要性

総会運営だけでは適切な総会対応ができないことも

経営者が変化を認識し、自律的な改革が必要に

i) 経営改革

ii) 総会の事前準備

iii) 株主へのアンケート

iv) 大株主への接触

v) 招集通知・添付書類等の開示の拡大

(6) 経営者主導型株主総会への流れ

会社主導型 → コミュニケーション型



経営主導型

総会運営のあり方に経営判断が必要

以 上